

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 9 月 26 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380061

研究課題名(和文) グローバル時代の国際法における国際行政法アプローチの今日的意義

研究課題名(英文) Contemporary meaning of the approach of international administrative law to international law in the period of globalization.

研究代表者

柳 赫秀 (YOO, Hyuck-Soo)

横浜国立大学・国際社会科学研究院・教授

研究者番号：90220516

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：80年前の国際行政法の古典を講読しながら、国際行政(法)に詳しい国内法学者たちを招いて「対話」を試みることにより、グローバル化の下での行政活動とその国際的規律のあり方について、有機的で体系的な知見を得ることができた。  
それによって国際法の様々な分野(経済、環境、刑事、人道、組織、法源等)を専門とする研究者たちがそれぞれの専門分野における国際行政法的なアプローチの可能性を探るとともに、グローバル・ガバナンスという概念の新しい捉え方を模索するよう努めた。

研究成果の概要(英文)：The first outcome is that every member of our Study Group can get systematic knowledges about global administrative actions and international regulations about these actions, through joint reading of a classic book of international administrative law that issued 80 years ago and conversations with domestic lawyers who have studied international administration.  
The second outcome is that each member who has studied diverse areas of international law(international economic, environment, penal law, humanitarian issue, international organizations, and sources etc.) can get a sence of how to apply the approach of international administrative law to his(her) research area, and the possibility of new understanding of the concept of global governance.

研究分野：国際法、国際経済法

キーワード：国際経済法 国際行政法 抵触法的解決 グローバル行政法 国家のあり方の変容

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、グローバル化に伴う国際法と国内法との関係の緊密化が国際経済法においていかに現れているのかという問題意識を持ち、2009年に主に国際経済法を専門とする研究者とともに国際経済法基礎理論についての研究会を立ち上げ、エルラー『国際経済法の基本問題』(Georg Erler, *Grundprobleme des internationalen Wirtschaftsrechts*, 1956)をはじめとする国際経済法の重要ドイツ語文献を原語で精読して検討を行った。その研究会での活動を通じて、国際規範が国内法秩序へ及ぼす影響がますます強くなることによって、国際的な協調行動だけでなく、一国による単独の権限行使に際しても、その根拠づけと限界設定を、国際法的な観点からだけでなく、国内(行政)法的な観点からの調整・検討が必要であることに気づき、当初もっぱら国際経済法分野における「共通利益」や国際規律のあり方と国際行政法のそれとの異同に着目したが、やがてそれを超えて国際(経済)法における国際行政法的アプローチの意義について全般的に考察する必要性を自覚し、本研究を着想するに至った。

### 2. 研究の目的

本研究は、グローバル化のもとの行政活動とその国際的規律のあり方を今日的な社会的経済的な基盤から検討することにより、国際法と国内法との関係についての、そして、国際法における国際行政法的アプローチの意義についての、有機的で体系的な知見を得ること目的とするものである。具体的には国際行政法アプローチの起点となっている抵触法アプローチの原点に立ち返って原語で通読することを通じて、19世紀から20世紀前半にかけての国際行政法論の変遷との背景と意義を、グローバル化した今日的な視点とで見つめ直す。そして、研究分担

者の専門領域において機能的な国際共同体が領域性を克服した度合い、あるいは共通の利害関係の凝集した度合いを実証する際の手掛かりを探ることによっては、国際法における国際行政法的アプローチの意義についての体系的な知見の獲得を目指す。

### 3. 研究の方法

国際法の諸分野における国際行政法アプローチの可能性についての実証研究を通じた収斂の模索

各研究メンバーが、それぞれの専門分野(経済、環境、刑事、人道、組織、法源など)における多面的国際制度の存在構造に対する実証的研究に取り組む。「山本国際行政法学」の問題意識を十分に理解した上で、それぞれの専門分野における機能的な国際共同体が領域性を克服した度合い、あるいは共通の利害関係の凝集した度合いを実証するための手掛かりを探っていく。(いわゆる国際○○「行政」法の可能性の探究)

#### 研究会による基本文献講読

研究メンバー全員が原則参加する年6回の研究会(講読会)方式によって、カール・ノイマイヤー『国際行政法』(Karl Neumeyer, *Internationales Verwaltungsrecht* Bd.4, 1936)(全7章)を精読して、国際行政法を国内行政法の抵触問題に還元する国際行政法学の立場を再検討する。なお、その際には、近年の重要関連文献であるティージェ『国際行政法』(Tietje C., *Internationalisiertes Verwaltungshandeln*, 2001)のほか、国際行政法に関連する文献も参照しつつ精読を進める。また、各研究メンバーの専門分野(経済、環境、刑事、人道、組織、法源など)の視点からの意見交換を行いながら、有機的で体系的な知見の獲得を目指す。上述「学術上の特色」欄記載の通り、各分野をリー

ドする研究者と若手・中堅研究者が、翻訳のみならず文献の実質の検討を定期的に行い、新しい国際行政法学のあり方について議論を戦わせるという枠組みは今日では希有である。こうした伝統的な分析手法の今日的意義を再検討する機会ともなる。

#### 国内法研究者を招聘した研究会

国内法研究者の立場から国際的な問題を研究し優れた知見を有している研究者を、ゲスト報告者として招待する形での研究会を実施する。具体的には、国際私法、行政法、刑事法、憲法、民事法などの分野の研究者の招聘を予定している（基本的には日本において研究している研究者を予定するが、場合によっては外国研究者の招聘も検討する）。グローバル化がもたらす国内法への影響について問題意識を持った国内法研究者との議論を通じた国際法(学)(者)と国内法(学)(者)との実証的で前向きな対話から得ることが期待される視野と識見の深化・拡大を図る。

#### 4. 研究成果

80年前の国際行政法の古典を講読しながら、国際行政(法)に詳しい国内法学者たちを招いて「対話」を試みることにより、グローバル化の下での行政活動とその国際的規律のあり方について、有機的で体系的な知見を得ることができた。

それによって国際法の様々な分野(経済、環境、刑事、人道、組織、法源等)を専門とする研究者たちがそれぞれの専門分野における国際行政法的なアプローチの可能性を探るとともに、グローバル・ガバナンスという概念の新しい捉え方を模索するよう努めた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計26件)

1. 柳赫秀・殷勇基「日本の外国人法制のあらましと課題」韓国人研究者フォーラムHP([http://ksfj.jp/wp-content/uploads/ksfj\\_column2015003\\_jp.pdf](http://ksfj.jp/wp-content/uploads/ksfj_column2015003_jp.pdf)) 2015年6月3日、査読無し
2. 柳赫秀・殷勇基「  
(日本の外国人法制の概要と課題)」『  
(日本空間)』第17号(2015)133-166頁、査読あり
3. 柳赫秀「『静岡本名裁判』と在日韓国朝鮮人社会」『横浜法学』第24巻2・3号(2016)1-27頁 査読なし
4. 柳赫秀「  
(在日同胞の法的地位及び社会的位相)」『  
(日本批評)』第12号(2015)72-101頁、査読あり
5. 柳赫秀「( /  
:  
(在日韓国/朝鮮人社会の葛藤と課題: オールドカマーとニューカマー関係を中心に)」『  
』第10号(2014)308-329頁、査読あり
6. 伊藤一頼「国際投資法における責任の性格」江藤淳一編『国際法学の諸相—到達点と展望—(村瀬信也先生古稀記念)』信山社(2015)513-539頁、査読無し
7. 伊藤一頼「文化政策と投資保護 公益規制による財産権侵害の投資協定における位置づけ」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー 13-J-025 (2014)30頁 査読無し
8. 伊藤一頼「国有企業・政府系ファンドに対する諸国の外資規制 開放性と安全保障の両立をいかにして図るか」(独)経済産業研究所ディスカッションペーパー、15-J-059、2015年、1-41頁、査読なし。
9. 伊藤一頼「海外の知的財産権保護における投資仲裁の利用可能性」日本知財学会誌11巻3号(2015)44-52頁 査読無し
10. 山本良「国際社会のグローバル化と国際法形成の現代的展開」江藤淳一編『国際法学の諸相—到達点と展望—(村瀬信也先生古稀記念)』信山社(2015)513-539頁、査読無し
11. ISHII Yurika, "On Law Enforcement Through Agreements Between the US Regulatory Authorities and Foreign Corporations," *Regulating Corporate Criminal Liability* (Editors: Dominik Brodowski, Manuel Espinoza de los Monteros de la Parr, Klaus Tiedemann, Joachim Vogel (Eds.)) (2014) pp.237-248. 査読無し
12. ISHII Yurika, "M/V Guanabara: Japan's First Trial on Piracy under the Anti-Piracy Act" *Maritime Safety and Security Law Journal* Vol.1 pp.45-55 査読あり

13. 山本良「国際法実現過程におけるソフト・ローの機能」『国際法外交雑誌』第112巻第4号(2014)1-25頁、査読無し
14. 小寺智史「開発の国際法の行方—新たな『新国際経済秩序』へ向けて」『法学新報』120巻9・10号(2014)261-290頁、査読無し
15. KOBAYASHI Tomohiko, "Running Many FTAs is Like Balancing between Many Bicycles: A Multidimensional Comparison of Institutional Provisions in Japan's FTAs," in Shotaro Hamamoto, Hironobu Sakai and Akiho Shibata (eds.) *L'Etre Situé, Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida* (Paris: Brill, 2015), 115-143. 査読無し
16. KOBAYASHI Tomohiko, "Revisiting the Role of Anti-Circumvention Provisions Under the WTO Agreement: Lessons for East Asia," 2(2) *Korean Journal of International and Comparative Law* 139-163 (2014). 査読あり
17. KOBAYASHI Tomohiko, "L'être situé", *Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida*, pp. 115-143 Brill 2015年7月 査読無し
18. 小林友彦「世界貿易機関(WTO)と国際法の『立憲化』 紛争処理手続きへの加盟国コントロール問題を中心に」『世界法年報』33巻(2014)123-148 査読あり
19. 小林友彦「規制の迂回可能性と正当化可能性についての覚書 オーストリアのプレイン・パッケージ規制をめぐるWTO事例を中心に—」『奨学討究』64(4)巻(2014)289-311 査読無し
20. 小林友彦「条約の国内実施をめぐる現代的課題：日本と中国におけるWTO協定履行体制を素材とした覚書」『新世代法政策学研究』20(2013)351-374頁、査読無し
21. 児矢野マリ「日本と中国を含む北東アジア地域の環境問題の解決のため、国際法は役に立つのか：国際法・国際法学の限界と可能性」『北大法学論集』65巻6号(2015)1944-1914頁、査読無し
22. 児矢野マリ「国際行政法の観点からみた捕鯨判決の意義」『国際問題』636(2014)43-58頁、査読無し
23. 城山英明・児矢野マリ「原子力の平和利用の安全に関する条約等の国内実施—国際的基準と福島第一原子力発電所事故後の関連国内法制の動向」『論究ジュリスト』7号(2013)57-65頁、査読無し
24. 児矢野マリ「横断的に用いられる手法への着目 通報・協議」『論究ジュリスト』7号(2013)28-29頁、査読無し
25. YAMAMOTO Ryo, MORIKAWA Koichi, "Japan's Responses to the Missile Launches and the Nuclear Test by the Democratic People's Republic of Korea(2009-2010)", *Japanese Yearbook of International Law*, vol.55(2013)456-486、査読あり
26. 猪瀬貴道「環境影響評価について NAFTAの国際最低基準および内国民待遇違反が判断された事例」『JCAジャーナル』62巻11号、2015-11 16-22頁 査読無し

〔学会発表〕(計 14 件)

1. 柳赫秀「歴史認識問題を越えて」国際アジア共同体学会秋季研究大会、2015年9月12日、東洋学園大学
2. 柳赫秀(基調講演)「『新国際開発研究拠点』の設立経緯及び研究の射程 - 今日の国際開発の問題状況と研究開発 - 」横浜国立大学新国際開発研究拠点スタートアップシンポジウム、2015年5月8日、横浜市開港記念会館
3. 柳赫秀「今後の未来志向的な韓日交流史を作るために—韓日国交正常化50周年を目前にして—」駐日韓国文化院「韓日交流史」講演会シリーズ最終回、2014年11月19日、駐日韓国文化院
4. 柳赫秀「  
日本社会の中の在日同胞 日本内韓国人研究者の現状とネットワークを中心に」ソウル大学日本研究所日本診断セミナー、2014年11月14日、ソウル大学日本研究所棟
5. 柳赫秀「  
日本の通商政策と韓国への示唆点」韓日産業技術協力財團「日本の通商政策」専門家懇談会、2014年4月10日、韓日産業技術協力財團会議室
6. 柳赫秀「  
グローバル化と国際経済法の課題」韓国東亜大学国際専門大学院特講、2013年12月16日、韓国東亜大学
7. 柳赫秀(招請講演)「在日韓国人社会の葛藤と解消策：オールドカマーとニューカマーの関係をめぐって」済州大学在日済州人センター招請講演、2013年6月13日、済州大学在日済州人センター
8. ISHII Yurika, "On the Criminal Law Enforcement of a Financial Crime in a Foreign State, Corporate Criminal Liability - AIDP/LMU-Symposium 2013年6月13日, Ludwig Maximilians Universität, Munich, Germany
9. ITO, Kazuyori "Prospects and Challenges for the East Asian Economic Partnership: Emerging Legal Agenda," Jeju Forum for

- Peace & Prosperity 2013 (Haevichi Hotel, Jeju, Republic of Korea), 2013.5.31
10. KOBAYASHI Tomohiko “Double Counting in AD and CVD investigations” 2014 international conference on trade remedy system of the international society of fair trade(ISFT) 招待講演 2014年11月21日 South Korea
  11. KOBAYASHI Tomohiko “Catch me if you can:A case for coherent anti-circumvention framework in the WTO Agreement”,The midyear meeting and research forum2014 of the America Society of International Law 2014年11月07日 Northwestern University Law School,Chicago USA
  12. 小林 友彦「アジアにおける EU の経済連携協定・戦略的パートナーシップ協定の特徴」 [招待講演]日本 EU 学会関西大学 2015年11月21日
  13. 小寺智史「一般国際法と国際経済法の言説分析 - 断片化と統合をめぐるポリテクス」日本国際法学会 2015 年度研究大会, 2015年9月19日、名古屋国際会議場
  14. 山本良「国際社会のグローバル化と国際法形成過程の現代的側面に関する一考察」東大国際法研究会 2016年1月30日 東京大学法学部

〔図書〕(計 6 件)

1. 柳赫秀 (監修) 『  
: . . . (国際経済法の  
争点: 通商 . . . 投資 . . . 競争)』  
(日本国際経済法学会創立 20 周年記念  
国際経済法講座 : 取引・財産・手続の  
翻訳) xxx + 474 + v 頁 (2014)
2. 柳赫秀 (小寺彰ほか編) 『講義国際法』第  
2 版補正 (共著) 有斐閣 (2013)
3. 宮野洋一 『国際法 (第 2 版)』中央大学通  
信教育部 (2014) 総 407 頁
4. 小林友彦 『WTO・FTA 法入門 グローバ  
ル経済のルールを学ぶ』(共著) 法律文化  
社 2016 年
5. 伊藤一頼 『移民/難民のシティズンシッ  
プ』有信堂高文堂 2016 年
6. 山本良 『国際法 (第 3 版)』(共著) 有斐  
閣アルマ 2015 年
7. 山本良 『国際法の諸相 (村瀬信也古稀記  
念)』(共著) 信山社 2015 年

〔その他〕

ホームページ等  
サイボウズ Live ノイマイヤー研究会  
[https://cybozulive.com/2\\_54318/top/top?ref=groUpHeader](https://cybozulive.com/2_54318/top/top?ref=groUpHeader)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

柳赫秀 ( YOO, Hyuck-Soo )  
横浜国立大学、国際社会科学研究院、教授  
研究者番号 : 90220516

(2)研究分担者

宮野洋一 ( MIYANO, Youichi )  
中央大学、法学部、教授  
研究者番号 : 30146998

間宮勇 ( MAMIYA, Isamu )  
明治大学、法学部、教授  
研究者番号 : 00202333

石井由梨佳 ( ISHI, Yurika )  
防衛大学、人文社会科学群国際関係学科、  
講師  
研究者番号 : 80582890

山本良 ( YAMAMOTO, Ryu )  
埼玉大学、教養学部、教授  
研究者番号 : 30272024

児矢野マリ ( KOYANO, Mari )  
北海道大学、法学研究院、教授  
研究者番号 : 90212753

藤澤巖 ( FUJISAWA, Iwao )  
千葉大学、法経学部、准教授  
研究者番号 : 20375603

伊藤一頼 ( ITO, Kazuyori )  
北海道大学、法学部、准教授  
研究者番号 : 00405143

小寺智史 ( KOTERA, Satoshi )  
西南学院大学、法学部、准教授  
研究者番号 : 80581743

小林友彦 ( KOBAYASHI, Tomohiko )  
小樽商科大学、商学部、准教授  
研究者番号 : 20378508

猪瀬貴道 ( INOSE, Takamichi )  
北里大学、一般教育部、准教授  
研究者番号 : 70552545

(3)連携研究者

森田章夫 ( MORITA, Akio )  
法政大学、法学部、教授  
研究者番号 : 30239652

(4)研究協力

雨野統 ( AMENO Nori )